決裁・供覧

件	行政機関の保有	する情報の公開に関す	する法律第	§ 9	条第1項に基づく	開示決	文書番号
名	定について (豊中市野田町1	1501番)					近財統 - 1第626号
_							
伺い							
文							
	+1 & 0	亚世00年5日40日			$\overline{w} \neq \Box$		
	起案日	平成29年5月18日	答时如	2+	受付日 決裁処理期限日		
起	部署	財務省 近畿財務局 統括国有財産管理官	11		決裁日	亚成2	9年5月25日
				ひむ	施行処理期限日	1111,2	5—5/725 Д
案	 起案者				施行日	平成2	9年5月30日
	連絡先			施			言者】
分	大分類	平成29年度行政文書	開示請求		施行先		
分類名称	中分類	開示決定等		行	施行者	【発信	言者】近畿財務局長
称	名称(小分類)	決裁文書		1.3	取扱上の注意		
取	秘密区分	なし					
扱	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	2	
区	指定事由			ゖ	取扱制限		
分					行政文書保存期間	特定日	日以後5年
				存	保存期間満了時期		
決							
裁							
杈							
•							
供							
Б ⊬							
覧							
欄							
	文書日付:平成2	29年5月30日					
備							
考							
欄							
I							

近畿財務局 総務部 岸山 敏浩(総務部長)【済】 近畿財務局 総務部 矢守 泰治(総務部次長)【済】 近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典(総務課長)【済】 近畿財務局 総務部 総務課 (文書係長)【済】 近畿財務局 総務部 業務管理課 前田 進一郎(業務管理課長)【済】 近畿財務局 総務部 業務管理課 (上席業務管理官)【済】 近畿財務局 総務部 業務管理課 【済】 決 <u>近畿財務</u>局 総務部 業務管理課 【済】 近畿財務局 管財部 楠 敏志(管財部長)【済】 裁 近畿財務局 管財部 小西 眞(次長)【済】 . 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司 (管財総括第一課長)【済】 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 (国有財産総括専門官)【済】 供 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 (国有財産管理官)【済】 覧 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 池田 靖 (統括国有財産管理官)【済】 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 (上席国有財産管理官)【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 ____(国有財産管理官)【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 (国有財産管理官)【同報】

	平成29年3月31日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示(一部不開示)することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通
	知してよろしいか。 また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して
	開示してよろしいか。 (開示する行政文書の名称)
	1 近畿財務局ホームページに掲載の「H28 年度の公共随契による売払い結果一覧表」についての 森友学園との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定が分かる文書一切。
	2 森友学園との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切
伺	
L١	
 文	
~	

行政文書開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成29年3月30日付(平成29年3月31日受理)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ①近畿財務局ホームページに掲載の「H28 年度の公共随契による売払い結果一補表」についての森友学園との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定の分かる文書一切。
- ②森友学園との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯 の分かる文書一切

2 不開示とした部分とその理由

契約相手方の印影

当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当)

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種 類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(行政機 関の保有する情報 の公開に関する法 律施行令(以下「施 行令」という。)別 表第1の下欄に定 める額)	行政文書全体 について開示 の実施を受け た場合の基本 額	納付する開示実施手数料(左 記基本額ー開示請求手数料 300円(施行令第13条第1項 第2号イに規定する開示請求 手数料相当額)(施行令第13 条第1項第2号ロ若しくは同 号ハに規定する、行政機関の 長が分担するものとして当該 独立法人等と協議して定める 額))		
	①閲覧	100枚までごとに つき100円	100円	無料		
	②複写機によりす べて白黒で複写し たものの交付	用紙1枚につき10 円	4 0円	無料		
A 4版文書 4枚 うち白黒文書	③複写機により白 黒とカラーをそれ ぞれ複写したもの	白黒は用紙1枚につ き10円	20円			
2枚 うちカラー文書		カラーは用紙1枚に つき20円	40円			
2枚	の交付	計	60円	無料		
	④スキャナにより 読み取ってできた 電磁的記録を光デ ィスクに複写した ものの交付	1枚につき100円 に該当文書1枚ごと に10円を加えた額	140円	無料		

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額(複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)から 300 円(施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額)(施行令第13条第1項第2号口若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額)を控除した金額となります(当該基本額が300円(施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額)(施行令第13条第1項第2号口若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額)以下の場合は無料となります。)

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成29年5月31日から6月30日まで(土・日曜日等閉庁日を除く)

の9:00から16:30まで(昼休みを除く)

場所 : 大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎4号館8階

近畿財務局 総務部 総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

日数:「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定送付に要する費用(見込額):通常郵便物(定形外) 140円

* 担当課等

(問い合わせ先) 近畿財務局 総務部 総務課

TEL: 06-6949-6390

(文書主管課) 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1)

TEL: 06-6949-6386

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法 等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の1週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票)が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円、施行令第13条第1項第2項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号口若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

(例:開示請求手数料が300円の場合)

150 頁ある行政文書を閲覧する場合:

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合:

用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合(残りの 30 頁は開示を受けない): 閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

4 関示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

近畿財務局長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号) 第1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

*日 付 平成29年 月 日 文書番号 近財統-1第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類·量	実施の) 方法
①近畿財務局ホームページに 掲載の「H28 年度の公共随契		1 閲覧	①全部 ②一部 ()
による売払い結果一補表」に ついての森友学園との契約金	A 4 版文書 4 枚	2写しの交付(白黒)	①全部 ②一部()
額を非公表とするに至った応 接や意思決定の分かる文書ー 切。	うち白黒文書 2枚	3 写しの交付(白黒 とカラー)	①全部 ②一部 ()
②森友学園との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切	うちカラー文書 2枚	4 スキャナにより読 み取ってできた電磁 的記録を光ディスク に複写したものの交 付	①全部 ②一部()

- 3 開示の実施を希望する日
- 4 「写しの送付」の希望の有無 有 :無

同封する郵便切手

円

 開示実施手数料
 ここに収入印紙をはってください。 (消印はしないでください。)
 値収証書番号

- * 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、 この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご 連絡ください。
- *担当課等(問い合わせ先)近畿財務局 総務部 総務課 TEL <u>06-6949-6390</u> (文書主管課) 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官(1)

情報公開事務審査票

局名・所名・整理番号 近畿-大阪-局-28-68

	一 一 一 一
**************************************	住 所
請求者等の住所(所在地)	氏 名 4
及び氏名(名称)	電 話 Tel·Fax
	備考
請求に係る行政文書の件名	①近畿財務局ホームページに掲載の「H28年度の公共随契による売払い結果一補表」についての森友学園との契約金額を非公表とするに至った応接や意思決定の分かる文書一切。 ②森友学園との契約金額が当初非公開だったのが公表するに至った応接や意思決定及び経緯の分かる文書一切
受 理 年 月 日	平成29年3月31日
主管課等	・管財部 統括国有財産管理官(1)・担当者 内線
開示請求書の補正を要した場合 の日数等	補正に要した日数 0日 (決定期限予定 5月1日)
決定期間延長通知書の	送 付 日 平成29年4月28日
	延長理由 開示決定の審査等に時間を要するため
送 付 等	延長期限 平成29年5月30日
期限延長の特例	送 付 日 平成 年 月 日 延長理由
	延長期限 平成 年 月 日(延長期間 日)
第三者情報の調査手続	照会先
(意見書提出に係る適用条項	内 容
法第13条第1項 任意	照会日
法第13条第2項 必要	回答日
市安尔及兴	結果通知
事案の移送	移 送 先
開示判定等審査委員会	結 果
本省地方課への照会	概 要 平成 年 月 日
開示可否の決定等	1 開示 〔理由〕 2 一部開示 「砂機関の保有する情報の公開に関する法律第5 4 存否 条第2号イに該当するため 5 不存在
決定書等の送付	平成 年 月 日
	実施日平成年月日
開示の実施	手数料 閲覧 件 円 写し 枚 円 和 次 体 方、無 送付に要する費 + 次 (平原) (平原)
	郵送等 有・無 用 末・済 (受領日・・ 円切手・証票)
備考	

平成一》年 岁月90日

倒,

近畿財務局長 殿

(7) 1 +)

氏名又は名称(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

Г

連 絡 先 (連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏 名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)①近然既務局ホームページに掲載の「H25年度の公民随契による売払い結果一補表」にていての新友学園との契約金物を非公表とするに至ったた様やま老次定が分かる文書ーナカ。②森友学園との契約金約か一当初非公同だったのか、公表するに至った応接や意志、決定及び、ほく等の分かる文書ーナカ

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

 //	KINT ICOPIZITIC	. \ / \ C \ V \ \ / \ 1	と逐れてもに物	口で、	ての契	学的な力伝寺を記載して	くだめく
ア	事務所における開示	の実施を希望す	⁻ る。				
	<実施の方法>	① 閲覧 ②	多写しの交付	3	その他	()
	<実施の希望日>	平成	年 一种 月		B		***************************************
	写しの送付を希望す	。 (*別途郵	送料が必要です。	,)			······································



担当課等 部(例) 課 TEL (内) 講花者からの申し出により、1 講衣する行政文書の名称等の記載、 のうち、「意志」を「意思」に10多正。 国調官(普財)に対してホームページへの掲載依頼をしてよろしいか。

様式6

公共随契による売払結果一覧表

(土地)

整理	所在地	登記地目	面積 (mi)	契約年月日	契約金額 (円)	契約相手方名	用途	減額売払 の有無	借地 権の 有無	備考
	豊中市野田町1501番	宅地	8, 770. 43	H28. 6. 20		学校法人森友学園	小学校敷地	無	無	

(建物付土地)

整理番号	所在地	登記地目 (及び種類 建物	也面積 m ²) 契約年月 m面積 契約年月 m ³)	契約金額 (円)	契約相手方名	用途	減額売払 の有無	借地 権の 有無	備考

- 1. 本一覧表は、公共随意契約を締結した財産について一件別に記載しております。
- 2. 減額売払の有無は、法令の規定に基づき減額売払を行った場合に「O」を記載しております。
- 3. 借地権の有無は、売却した財産に借地権が設定されていた場合に「O」を記載しております。
- 4. 備考欄には、価格の算定に当たって特殊要因を考慮した場合に、その内容を簡記しております。

公共随契による売払結果一覧表において、契約金額を非公表とする理由

- ・平成 28 年 6 月 20 日の売買契約締結時に、契約相手方より契約金額について は非開示としてほしい旨の申し出があった。
- ・契約金額については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条 第二イにより、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があり、不開示情報に該当するた め、「一」(非公表)とする。

統括官上



国調官(普財)に対してホームパーデルの掲載な類もしてよるしいか。

公共随契による売払結果一覧表

2/10(金)17两日连WP

(小面次長了)

平成29年2月10日掲載

理号	所在地	登記地目	面積 (m)	契約年月日	契約金額 (円)	契約相手方名	用途	減額売払の有無	借地権の有無	備考
1	兵庫県神戸市中央区新港町112番	雑種地	5, 774. 20	H28. 5. 26	548, 550, 000	神戸市	都市開発事業用地	無	無	
	大阪府校方市中宮北町298番3	宅地	255. 17	H28. 5. 30	20, 668, 770	枚方市	上水道施設敷地	無	無	
1	兵庫県加東市社字白池490番82	宅地	50. 37	H28. 6. 14	1, 813, 320	加東市	道路	無	無	
1	大阪府豊中市野田町1501番	宅地	8, 770. 43	H28. 6. 20	134,000,000(注)	学校法人森友学園	小学校敷地	無	無	
	兵庫県加西市鶉野町字西中沢2054番29外5筆	雑種地	54, 187. 83	H28. 6. 23	57, 500, 000	加西市	条例公園及び市道敷地	無	無	
	大阪府大阪市中央区大手前1丁目6番	宅地	1, 165. 59	H28. 6. 29	801, 000, 000	学校法人追手門学院	学校敷地	無	無	
	和歌山県和歌山市葵町108番53,108番54	宅地	1, 981. 45	H28. 8. 30	105, 000, 000	社会福祉法人愛德園	障害者関連施設	無	無	工作物一式
	大阪府大東市御領3丁目27番4	宅地	813. 64	H28. 9. 16	68, 000, 000	社会福祉法人川福会	介護施設敷地	無	無	
	和歌山県和歌山市葵町108番56外1筆	宅地	783. 63	H28. 9. 26	41, 767, 479	和歌山市	道路	無	無	工作物一式
)	滋賀県大津市御陵町72番20	宅地	7, 464. 37	H28. 10. 26	343, 680, 000	大津市	庁舎整備敷地	無	無	工作物、立木竹一式
	和歌山県岩出市西野宇釘貫203番3	宅地	13. 02	H28. 12. 26	1, 113, 210	和歌山県	道路	無	無	, 1
2	兵庫県洲本市炬口1丁目18番	宅地	1, 229, 94	H29. 1. 6	46, 700, 000	洲本市	下水道施設敷地	無	無	工作物一式

(注)整理番号4の契約金額については、契約時に相手方の公表同意が得られなかったため非公表としていましたが、平成29年2月9日に同意が得られたことから、2月10日から公表することとなりました。

(建物付土地)

禁理	所在地	登記地目	土地面積 (㎡)	契約年月日 契約金額	契約相手方名	用途	減額売払の有無	供地権の有無	備考	
整理 番号		及び種類	建物面積 (㎡)	契約平月日	(円)	关利钳士刀石	/77 AE	SKERDEJE OF HIM	INVESTIGATION IN	
	大阪府枚方市中宮北町205番1	宅地	17, 803. 56		1, 068, 213, 600	枚方市	浄水場施設敷地			- 16-16
1		住宅建外	2, 231. 44 /10, 455. 82					無	無	工作物、立木竹一式
2 5		宅地	23, 141. 98		2, 627, 000, 000	株式会社ケイシン	特別積合せ貨物運送事業の施設	無	無	工作物、立木竹一式
	大阪府茨木市宮島1丁目1252番6外1筆	倉庫外	11, 384, 19 /20, 481, 34							工作物、立木竹一式
	大阪府八尾市八尾木5丁目33番4	宅地	3, 689. 87	H28. 11. 10	255, 000, 000	八尾市	公園敷地	無	無	工作物、立木竹一式
3		住宅建外	157. 51 /157. 51							
eE		宅地	892. 33	0 H29. 1. 30	208, 500, 000	社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター	障害者施設	_	無	- 1545 25
1	兵庫県芦屋市浜町104番6	住宅建外	276. 70 /781. 15					無	ж	工作物一式
	京都府京都市中京区柳馬場通二条下る等持寺町15番外1筆	宅地	2, 050. 99	8 H29. 1. 31		社会福祉法人あだち福祉会	保育所、放課後児童健全育成事業 及び地域子育て支援拠点事業	_	無	- 11-11
5		事務所建外	1, 116. 68 /2, 479. 19		1, 000, 000, 000			無		工作物、立木竹一式

【定期借地】

整理番号	所在地	登記地目	面積 (m)	契約年月日	契約期間	契約相手方名	用途	減額貸付の有無	備考
1	大阪府牧方市中宮北町298番2	宅地	872. 65	H28. 9. 28	H28. 10. 3~ H78. 10. 2 (50年間)	社会福祉法人 たんぽぽ福祉会	保育施設敷地	無	The second secon

本一覧表は、公共随意契約を締結した財産について一件別に記載しております。
 減額売払・貸付の有無は、法令の規定に基づき減額売払・貸付を行った場合に「〇」を記載しております。
 借地権の有無は、売却した財産に借地権が設定されていた場合に「〇」を記載しております。
 備考欄には、価格の算定に当たって特殊要因を考慮した場合に、その内容等を簡記しております。

平成 29年 2月 8日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

住 所学校法人森 友 学 目

氏 名 理事長龍 池 康十

契約金額公表同意書

貴局と平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」にて売 買契約を締結した下記財産について、契約金額を公表することに同意します。

記

所 在 地 : 豊中市野田町1501番

区分・数量 : 土地・8,770.43㎡

契約金額 : 金134,000,000円